

ひろしまし あきぐん がいこくじん そうだん まどぐち 広島市・安芸郡外国人相談窓口

日本語がわからなくて、生活のことで困っていませんか？
相談することができます。

秘密は守ります(あなたの話をほかの人に言いません)。
相談のお金はかかりません。

【相談できる場所】

広島国際会議場
広島市中区中島町1-5(平和記念公園の中にあります)

【相談できる言葉】

英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、
フィリピン語

◆ 上に書いてある言葉とちがう言葉については、相談してください。

【相談できる曜日】

月曜日から金曜日 午前9時から午後4時

- ◆ フィリピン語は金曜日と、第1と第3水曜日です。
- ◆ 安芸区役所(スペイン語・ポルトガル語)や基町管理事務所(中国語)の出張相談もあります。
- ◆ 出入国在留管理局の職員による在留資格についての相談も行っています(予約してください)。
- ◆ 広島市へ引っ越してきた人へ、相談員が広島市での新しい生活について説明します(予約してください)。

【連絡先】

電話：082-241-5010

E-mail：soudan@pcf.city.hiroshima.jp

詳しいことは、ホームページをご覧ください。

<https://h-ircd.jp/guide/consultation.html>



ひろ 広 D5-2024-243-(1)



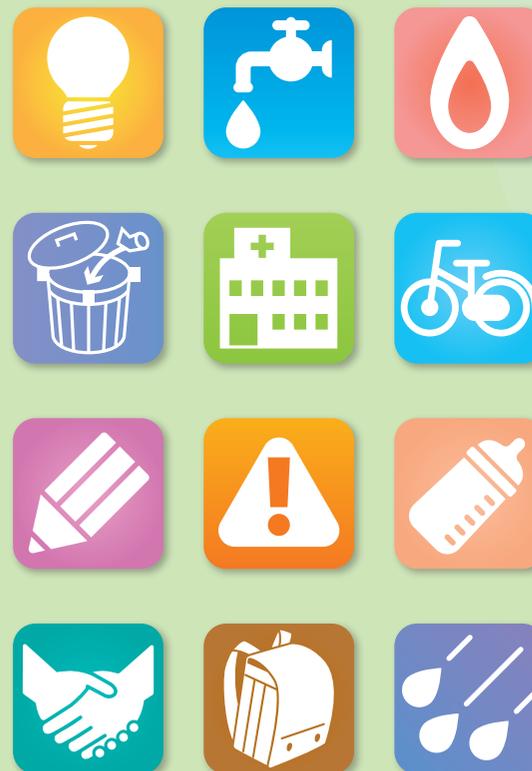
広島市市民局国際化推進課

TEL：082-247-0127

FAX：082-249-6460

E-mail：kokusai@city.hiroshima.lg.jp

外国人市民のための 生活ガイドブック



にほんご



外国人市民の みなさん! ようこそ ひろしま 広島へ



QRコードをスマートフォンで、読み取ってください。
広島市で生活するために、役立つ情報を見ることができます。

日本語がわからなくて、生活のことで困っている人は「広島市・安芸郡外国人相談窓口」を利用してください。

みなさんの広島市での生活が、よりよいものとなりますように。

よくある しつもん

【在留資格のこと】

外国人が日本でできること。たとえば、仕事をする
ことができる、学校へ行くことができる、家族と住む
ことができるなど)



在留の期間を長くしたいです

在留の資格を変えたいです



在留についての詳しいことは
こちら



【日本語学習のこと】



日本語を勉強したいです



日本語教室のリストがあります。
詳しいことはこちら



暮らし

住むところを探しています

市営・県営住宅のことなど、
くわしいことはこちら



引っ越しをしました

引っ越しをしたとき、必要な
手続きはこちら



水道・電気・ガスのことについて、
教えてください

申し込み方法や、連絡先は
こちら



ごみの出し方を教えてください

家庭ごみの出し方や、
収集日(ごみを出す日)、
大型ごみの出し方はこちら



仕事

仕事を探しています

仕事をさがすことについて
相談できる場所はこちら



仕事で困ったことや、わからないことが
あります

仕事で困ったことについて
相談できる場所はこちら



年金

国民年金のことを教えてください

国民年金に入る方法や、国民年金
について相談したいときはこちら



教育

日本の学校で勉強したいです

日本の教育のこと、学校に入る
方法などについてはこちら



医療

医療保険のことを教えてください

医療保険の手続き方法や
使い方はこちら



休みの日や夜に病院へ行きたいとき、
どうしたらいいですか？

休みの日や夜の救急医療に
ついてはこちら



緊急(急な病気、火事、事故など)

救急車や消防車をよびたいです。
どこに電話をしたらいいですか？

119(救急・消防)
急に病気になったとき、火事の
とき、119に電話をしてください



交通事故を起こしました。
どこに電話をしたらいいですか？

110(警察)
交通事故や犯罪にあったとき、
110に電話をしてください



災害(大雨、台風、地震など)

大雨や台風、地震などの災害が起こる
前に、どうすればいいですか？

災害が起こる前に、あなたが
できる準備はたくさんあります。
くわしいことはこちら



大雨や台風、地震などの災害が起こった
とき、どうしたらいいですか？

災害が起こったとき、あなたが
することや、情報を集める方法
などについてはこちら



そのほか

広島市からのお知らせや、イベント情報
などを知りたいです

広島平和文化センターのホーム
ページを見てください



暮らしに役立つ情報をもっと知りたいです！

広島平和文化センターのホーム
ページを見てください



「外国人市民のための生活
ガイドブック」をダウンロード
することもできます

